

議案第8号

令和6年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則  
について

令和6年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則に  
ついて、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



◇令和6年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

1 規則の制定理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局等を構成する機関の所掌事務等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県立美術館の知事部局移管に伴い、美術館整備局に関する記載を整理する。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、職名の追加を行う。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

令和6年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項及び第13項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(6) 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(7) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(8) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(9) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(10) 教育分野における若者の県内への定住促進策の総括に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(11)～(24) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課～人権教育課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(課長会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 課長会議は、本庁(課を除く。)に置く次長、教育次長及び本庁組織の長(課内室の長を除く。)をもって構成し、教育長がこれを主宰する。</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 本庁の各課及び課内室に、それぞれその長を置く。</p>	<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第13項の左欄に掲げる局並びに別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項及び第14項の左欄に掲げる課を置き、本庁の局又は各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる局内課又は課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(6) 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(7) 地方分権の推進に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(8) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(9) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(10) 略</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(11)～(24) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課～人権教育課 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>美術館整備局美術館整備課</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>県立美術館の整備に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(課長会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 課長会議は、本庁(局及び課を除く。)に置く次長、教育次長及び本庁組織の長(局内課及び課内室の長を除く。)をもって構成し、教育長がこれを主宰する。</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 本庁の局、課、局内課及び課内室に、それぞれその長を置く。</p>

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 課又は課内室の長 上司の命を受け、課又は課内室の事務を掌理する。

(2) 本庁（課を除く。）に置く次長 教育長を助けて、教育委員会事務局の事務を掌理するとともに、教育行政に係る重要政策の企画及び立案を行う。

(3)・(4) 略

(5) 課長補佐 課又は課内室の長を助けて、課又は課内室の事務に従事し、これらの者に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

別表第1（第3条関係）

略	
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課
13 略	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	

2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長又は美術振興監を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 局、課、局内課又は課内室の長 上司の命を受け、局、課、局内課又は課内室の事務を掌理する。

(2) 本庁（局及び課を除く。）に置く次長 教育長を助けて、教育委員会事務局の事務を掌理するとともに、教育行政に係る重要政策の企画及び立案を行う。

(3)・(4) 略

(5) 美術館整備局に置く次長 上司の命を受け、美術館整備局の事務に参画する。

(6) 美術振興監 上司の命を受け、美術振興に関する専門的事項の企画に参画する。

(7) 課長補佐 課、局内課又は課内室の長を助けて、課又は課内室の事務に従事し、これらの者に事故がある場合は、その職務を代行する。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

別表第1（第3条関係）

略	
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課
13 美術館整備局	美術館整備課
14 略	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	

鳥取県立博物館協議会	博物館	鳥取県立博物館協議会	博物館
		鳥取県美術資料収集評価委員会	美術館整備局美術館整備課
略		略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・理事監・参事監・課長・室長・参事・ 課長補佐・ <u>主幹</u> ・係長・ <u>副主幹</u> 2・3 略	別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・理事監・参事監・課長・室長・参事・ 課長補佐・係長 2・3 略

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(内部組織及び分掌事務) 第2条 略 2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・学芸課 略 美術振興課  <u>(1) 博物館資料(美術関係の資料に限る。次号及び第3号において同じ。)</u> の保管及び展示に関すること。 <u>(2) 博物館資料</u> の利用の指導、助言及び普及に関すること。 <u>(3) 博物館資料</u> の調査研究に関すること。 <u>(4) 略</u>	(内部組織及び分掌事務) 第2条 略 2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・学芸課 略 美術振興課 <u>(1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。</u> <u>(2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。</u>  <u>(3) 美術関係の資料</u> の利用の指導、助言及び普及に関すること。 <u>(4) 美術関係の資料</u> の調査研究に関すること。 <u>(5) 略</u>
別表(第5条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・ <u>主幹</u> ・係長・ <u>副主幹</u> 2・3 略	別表(第5条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長 2・3 略

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第6条関係） 所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、 <u>主幹</u> 、係長、 <u>副主幹</u> 、主事、指導主事及び研修主事	別表（第6条関係） 所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事

（鳥取県立図書館管理規則の一部改正）

第5条 鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第6条関係） 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・室長・課長補佐、 <u>主幹</u> ・係長、 <u>副主幹</u> 2 事務職員をもって充てる職 <u>司書主幹</u> ・ <u>司書副主幹</u> ・主事・司書・学校図書館支援員・資料相談員 3 略	別表（第6条関係） 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・室長・課長補佐・係長 2 事務職員をもって充てる職 主事・司書・学校図書館支援員・資料相談員 3 略

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公の意思の形成への参画に携わる職） 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 （1） 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる課の長、本庁（課を除く。）に置く次長、理事監、教育次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長 （2）～（7） 略	（公の意思の形成への参画に携わる職） 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 （1） 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる局及び課の長、本庁（局及び課を除く。）に置く次長、理事監、教育次長、 <u>参事監及び美術館整備局の次長</u> 並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長 （2）～（7） 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。